○一般職の職員の給与に関する条例

昭和４３年３月３０日

条例第１８号

改正　昭和43年8月30日

昭和43年8月30日

昭和43年8月30日

昭和44年1月14日

昭和44年2月20日

昭和44年12月17日

昭和45年3月5日

昭和45年12月16日

昭和46年12月24日

昭和47年2月24日

昭和47年12月8日

昭和48年3月13日

昭和48年12月1日

昭和49年10月16日

昭和49年12月26日

昭和50年12月24日

昭和51年12月27日

昭和52年12月27日

昭和53年12月26日

昭和54年12月26日

昭和55年12月26日

昭和56年12月26日

昭和58年12月26日

昭和59年12月27日

昭和60年12月27日　条例第4号

昭和61年12月26日　条例第1号

昭和62年3月30日　 条例第14号

昭和62年12月26日　条例第17号

昭和63年12月27日　条例第２号

平成元年12月27日　 条例第2号

平成2年12月27日　 条例第3号

平成3年12月27日　 条例第3号

平成4年12月25日　 条例第1号

平成5年12月25日　 条例第4号

平成6年3月24日　　条例第2号

平成6年12月27日　 条例第3号

平成7年12月26日　 条例第6号

平成8年3月29日　　条例第1号

平成8年12月26日　 条例第6号

平成9年12月25日　 条例第１号

平成10年12月24日　条例第3号

平成11年12月27日　条例第2号

平成12年12月26日　条例第1号

平成13年12月26日　条例第1号

平成14年12月26日　条例第7号

平成15年11月26日　条例第2号

平成17年3月30日　 条例第5号

平成17年11月28日　条例第11号

平成18年2月22日　 条例第5号

平成19年3月29日　 条例第7号

平成19年12月25日　条例第12号

平成20年3月25日　 条例第5号

平成21年4月1日　　条例第2号

平成21年5月31日　 条例第3号

平成21年12月1日　 条例第5号

平成22年3月29日　 条例第2号

平成22年11月30日　条例第10号

平成24年3月30日　 条例第1号

平成24年11月30日　条例第2号

平成26年12月25日　条例第2号

平成28年3月29日　 条例第1号

平成28年3月29日　 条例第2号

平成28年12月26日　条例第5号

平成29年3月29日　 条例第3号

平成29年12月26日　条例第14号

平成30年3月29日　 条例第4号

平成30年12月26日　条例第6号

平成31年3月28日　 条例第1号

令和元年12月24日　 条例第3号

令和元年12月24日　 条例第5号

令和2年3月30日　　条例第1号

令和2年11月27日　 条例第4号

令和4年3月29日　 条例第1号

令和4年7月25日　 条例第2号

令和4年11月24日　 条例第5号

（目的）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２４条第５項の規定に基づき、職員の給与について必要な事項を定めることを目的とする。

２　この条例において「職員」とは、法第３条第２項に規定する一般職に属する職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和２７年法律第２８９号）第３条第４号の職員及び法第５７条に規定する単純な労務に雇用される者を除く。）をいう。

（給料）

第２条　給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成１７年条例第３号。以下「勤務時間条例」という。）第９条第１項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める扶養手当、特殊勤務手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を除いたものとする。

第２条の２　職員の給与は、職員にその全額を支払わなければならない。ただし、法律又は他の条例に別段の定めがある場合及び次の各号に掲げるものについては、その相当額を職員の給与から控除することができる。

（１）　職員が当該職員の加入する職員団体に対して納付する組合費やその他の徴収金

（２）　職員の福祉向上のため、組合長が必要と認めた徴収金

（給料表）

第３条　給料表は、別表第１の行政職給料表に定めるところによる。

２　職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類した職務の内容は、別表第２に定めるとおりとする。

（級別定数）

第４条　組合長は、地方公共団体の行政組織に関する法令、条例、規則及び規程の趣旨に従い、並びに前条第２項に規定する分類に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

（初任給、昇格、昇給等の基準）

第５条　新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。

２　職員が１の職務の級から他の職務の級に移った場合又は１の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則の定めるところにより決定する。

３　職員の昇給は、規則で定める日に、同日前１年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

４　前項の規定により職員（５５歳を超える職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を３号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

５　５５歳（規則で定める職員にあっては、５６歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員の第３項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

６　職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

７　職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

８　第３項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し、必要な事項は、規則で定める。

９　法第２８条の４第１項若しくは第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第５条の２　再任用職員で、法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第９項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第３条第３項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（給料の支給）

第６条　給料は、毎月１回、その月の１日から末日までの期間について、その月額を支給する。

２　新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した職員が即日職員となったときは、その翌日から給料を支給する。

３　職員が退職したときは、その日までの給料を支給する。

４　職員が死亡したときは、その月までの給料を支給する。

５　第２項又は第３項の規定により給料を支給する場合であって、その月の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第４条第１項、第５条及び第６条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（扶養手当）

第７条　扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。

２　扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者を扶養親族とする。

（１）　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

（２）　満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子

（３）　満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある孫

（４）　満６０歳以上の父母及び祖父母

（５）　満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある弟妹

（６）　重度心身障害者

３　扶養手当の月額は、前項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき６,５００円、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき１万円とする。

４　扶養親族たる子のうちに満１５歳に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、５,０００円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第８条　新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を組合長に届け出なければならない。

（１）　新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合

（２）　扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）

２　扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第１号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から１５日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

３　扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第１号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

（１）　扶養手当を受けている職員に更に第１項第１号に掲げる事実が生じた場合

（２）　扶養手当を受けている職員の扶養親族で第１項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

（３）　職員の扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（特殊勤務手当）

第９条　著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

２　特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲及び支給額は、次のとおりとする。

（１）　介護業務手当

介護員及び支援員として業務に従事する職員　月額１０，０００円

（２）　看護業務手当

看護師として業務に従事する職員　月額１０，０００円

（３）　相談等業務手当

生活相談員及び介護支援専門員として業務に従事する職員　月額８，０００円

（４）　機能訓練業務手当

機能訓練指導員として業務に従事する職員　月額８，０００円

３　前２項の規定にかかわらず、第１６条の２に規定する管理職手当を支給される職員には、特殊勤務手当を支給しない。

（住居手当）

第１０条　住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額１

６,０００円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）に支給する。

２　住居手当の月額は、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。

（１）　月額２７，０００円以下の家賃を払っている職員　家賃の月額から１６，０００円を控除した額

（２）　月額２７，０００円を超える家賃を支払っている職員　家賃の月額から２７，０００円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が１７，０００円を超えるときは、１７，０００円）を１１，０００円に加算した額

（通勤手当）

第１１条　通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

（１）　通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２㎞未満であるもの及び第３号に掲げる職員を除く。）

（２）　通勤のため、自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２㎞未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

（３）　通勤のため交通機関等を利用して、その運賃等を負担し、かつ自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２㎞未満であるものを除く。）

２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）　前項第１号に掲げる職員　支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「１箇月当たりの運賃等相当額」という。）が５５,０００円を超えるときは、支給単位期間につき、５５,０００円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が２以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、１箇月当たりの運賃等相当額の合計額が５５,０００円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、５５,０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

（２）　前項第２号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア　自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道５キロメートル未満である職員　　　　　　　　　　　　　　　２，０００円

イ　使用距離が片道５キロメートル以上１０キロメートル未満である職員

４,２００円

ウ　使用距離が片道１０キロメートル以上１５キロメートル未満である職員

７,１００円

エ　使用距離が片道１５キロメートル以上２０キロメートル未満である職員

１万円

オ　使用距離が片道２０キロメートル以上２５キロメートル未満である職員

１万２,９００円

カ　使用距離が片道２５キロメートル以上３０キロメートル未満である職員

１万５,８００円

キ　使用距離が片道３０キロメートル以上３５キロメートル未満である職員

１万８,７００円

ク　使用距離が片道３５キロメートル以上４０キロメートル未満である職員

２万１,６００円

ケ　使用距離が片道４０キロメートル以上４５キロメートル未満である職員

２万４,４００円

コ　使用距離が片道４５キロメートル以上５０キロメートル未満である職員

２万６,２００円

サ　使用距離が片道５０キロメートル以上５５キロメートル未満である職員

２万８,０００円

シ　使用距離が片道５５キロメートル以上６０キロメートル未満である職員

２万９,８００円

ス　使用距離が片道６０キロメートル以上である職員　　　　３万１,６００円

（３）　前項第３号に掲げる職員　交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前２号に定める額（１箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が５５,０００円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、５５,０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第１号に定める額又は前号に定める額

３　通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

４　通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。

５　この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として６箇月を超えない範囲内で１箇月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、１箇月）をいう。

６　前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。

（給与の減額）

第１２条　職員が勤務しないときは、勤務時間条例第９条の４第１項に規定する超勤代休時間、勤務時間条例第１１条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第１２条第１項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間条例第１１条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第１２条第１項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合（勤務時間条例第１７条の規定による介護休暇の承認を受けた場合を除く。）その他勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除き、その勤務しない１時間につき、第１５条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

（時間外勤務手当）

第１３条　正規の勤務時間を越えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を越えて勤務した全時間に対して、勤務１時間につき第１５条に規定する勤務１時間当たりの給与額に正規の勤務時間を越えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ１００分の１２５から１００分の１５０までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合はその割合に１００分の２５を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（１）　正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。第３項において同じ。）における勤務

（２）　前号に掲げる勤務以外の勤務

２　前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第６条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第４条第２項又は第５条により割り振られた１週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を越えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務１時間につき、第１５条に規定する勤務時間１時間当たりの給与額に１００分の２５から１００分の５０までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

３　再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間４５分に達するまでの間の勤務に対する第１項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ１００分の１２５から１００分の１５０までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「１００分の１００」とする。

４　正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第４条第１項、第５条及び第６条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が１箇月について６０時間を超えた職員には、その６０時間を超えて勤務した全時間に対して、第１項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務１時間につき、第１５条に規定する勤務１時間当たりの給与額に１００分の１５０（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合は、１００分の１７５）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、第２項の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務については、第２項の規定にかかわらず、勤務１時間につき、第１５条に規定する勤務１時間当たりの給与額に規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

５　勤務時間条例第９条の４第１項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する６０時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間１時間につき、第１５条に規定する勤務１時間当たりの給与額に１００分の１５０（その時間が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合は、１００分の１７５）から第１項に規定する規則で定める割合（その時間が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合は、その割合に１００分の２５を加算した割合）を減じた割合（割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係るものの場合は、前項に規定する規則で定める割合から第２項に規定する規則で定める割合を減じた割合）を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

６　第３項に規定する７時間４５分に達するまでの間の勤務に係る時間について前２項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第１項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「１００分の１００」とする。

（休日勤務手当）

第１３条の２　祝日法による休日等（勤務時間条例第４条第１項又は第５条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、勤務時間条例第１１条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第５条及び第６条の規定に基づく週休日に当たるときは、規則で定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第１５条に規定する勤務１時間当たりの給与額に１００分の１２５から１００分の１５０までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

（夜間勤務手当）

第１４条　正規の勤務時間として午後１０時から翌日の午前５時までの間に勤務する職員には、その間の勤務した全時間に対して、勤務１時間につき第１５条に規定する勤務１時間当たりの給与額の１００分の２５を夜間勤務手当として支給する。

２　組合長が正規の勤務時間として割り振る午後５時から翌日の午前９時３０分までの勤務（この項において「夜間勤務」という。）の全ての時間（休憩及び休息時間は除く。）を勤務した職員には、前項の規定により支給する額とは別に夜間勤務１回につき３，０００円を支給する。

（端数計算）

第１４条の２　第１２条に規定する勤務１時間当たりの給与額及び第１３条から前条までの規定により勤務１時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、５０銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０銭以上１円未満の端数を生じたときはこれを１円に切り上げるものとする。

（勤務１時間当たりの給与額の算出）

第１５条　第１２条から第１４条までに規定する勤務１時間当たりの給与額は、次に掲げる額の合計額に１２を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に５２を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除した額とする。

（１）　給料の月額

（２）　規則で定める手当の月額の合計額を超えない範囲内において規則で定める額

（宿日直手当）

第１６条　宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務１回につき、４,４００円を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。

２　前項の勤務は、第１３条及び第１４条には含まれないものとする。

（管理職手当）

第１６条の２　管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定するものについてその特殊性に基づき、管理職手当を支給することができる。

２　管理職手当の月額は、職務の級における最高の号給の給料月額の１００分の１０を超えない範囲内で規則で定める。

（期末手当）

第１７条　期末手当は、６月１日及び１２月１日（以下この条から第１７条の３までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第１７条の３においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第２０条第６項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２０を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（１）　６箇月　１００分の１００

（２）　５箇月以上６箇月未満　１００分の８０

（３）　３箇月以上５箇月未満　１００分の６０

（４）　３箇月未満　１００分の３０

３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２０」とあるのは「１００分の６７．５」とする。

４　第２項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額とする。

５　行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が３級以上であるものうち規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて１００分の１０を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第２項の期末手当基礎額とする。

６　第２項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

第１７条の２　次の各号のいずれかに該当するものには、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

（１）　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第２９条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員

（２）　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第２８条第４項の規定により失職した職員

（３）　基準日前１箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

（４）　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消されたものを除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第１７条の３　組合長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

（１）　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者の起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続きによるものを除く。第５項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

（２）　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つた場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

２　前項に規定する期末手当の支給を一時差し止め処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべきものに通知しなければならない。

３　前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知すべき内容を香南香美老人ホーム組合公告式条例（昭和４２年条例第２号）第２条第２項に規定する掲示場に掲示することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して２週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

４　一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第１８条第１項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

５　組合長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

（１）　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

（２）　一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合

（３）　一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して１年を経過した場合

６　前項の規定は、組合長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなつたとして当該一時差止処分を取り消すこと妨げるものではない。

７　組合長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受ける者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

８　前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。

（勤勉手当）

第１８条　勤勉手当は、６月１日及び１２月１日（以下この条において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、組合長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、組合長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

（１）　前項の職員のうち再任用職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に１００分の９５を乗じて得た額の総額

（２）　前項の職員のうち再任用職員　当該再任用職員の勤勉手当基礎額に１００分の４５を乗じて得た額の総額

３　前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。

４　第１７条第５項の規定は、第２項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第５項中「前項」とあるのは「第１８条第３項」と、「合計額」とあるのは「月額」と読み替えるものとする。

５　前２条の規定は、第１項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第１７条の２中「前条第１項」とあるのは、「第１８条第１項」と、同条第１号中「基準日から」とあるのは「基準日（第１８条第１項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第５項第３号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第１８条第１項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第１項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（退職手当）

第１９条　退職手当については、高知県市町村総合事務組合退職手当条例（平成１７年高知県市町村総合事務組合条例第２１号）の定めるところによる。

（時間外勤務手当等の適用除外）

第１９条の２　第１３条及び第１３条の２の規定は、第１６条の２に規定する管理職手当を受ける職員には適用しない。

２　第７条、第８条及び第１０条の規定は、再任用職員には適用しない。

（給与の支給日）

第１９条の３　給与の支給日については、規則で定める。

（会計年度任用職員の給与）

第１９条の４　法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。

（休職者の給与）

第２０条　職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）第２条第２項及び第３項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第２８条第２項第１号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

２　職員が、結核性疾患にかかり法第２８条第２項第１号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満２年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ１００分の８０を支給することができる。

３　職員が前２項以外の心身の故障により法第２８条第２項第１号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間が満１年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの１００分の８０を支給することができる。

４　職員が法第２８条第２項第２号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職期間中、これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれの１００分の６０以内を支給することができる。

５　法第２８条第２項の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

６　第２項又は第３項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内に第１７条第１項に規定する基準日前１箇月以内に退職し、若しくは法第１６条第１号に該当して法第２８条第４項の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

７　法第５５条の２第１項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

８　第６項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第１７条の２及び第１７条の３の規定を準用する。この場合において、第１７条の２中「前条第１項」とあるのは、「第２０条第６項」と読み替えるものとする。

（委任）

第２１条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

（手続き等の経過措置）

２　この条例施行の際、従前の規定に基づいてなされた給与に関する決定その他の手続きは、この条例の規定に基づいてなされたものとみなす。

３　この条例中条例又は規則で定める事項に付いては、当該条例又は規則が施行されるまでの間はなお、従前の例による。

４　昭和４９年度に限り、第１７条の規定による期末手当のほか、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和４９年法律第３２号）の施行の日（以下「法施行日」という。）に在職する職員に対して、法施行日から起算して１０日を越えない範囲内において規則で定める日に期末手当を支給する。

５　前項の規定による期末手当の額は、法施行日において職員が受けるべき給料の月額等の合計額（第１７条の規定により支給される期末手当の額の計算の基礎となる給料月額その他の額の合計額を算定する場合の例により算定した額をいう。）に１００分の３０を乗じて得た額に、昭和４９年３月２日から法施行日までの間におけるその者の在職期間に応じて規則で定める割合を乗じて得た額とする。

６　前項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は規則で定める。

（期末手当の額の特例）

７　この条例の適用を受けて昭和５３年１２月に係る期末手当を支給された職員に対する昭和５４年３月の期末手当の額は、第１７条の規定に基づいてその者に支給されることとなる額（以下「支給されるべき額」という。）から昭和５３年１２月に支給された期末手当の額に２００分の１０を乗じて得た額に相当する額（その額が支給されるべき額を超えるときは、当該支給されるべき額に相当する額）を減じた額とする。

８　前項に定める職員以外の職員で組合長の定めるものに対して支給する昭和５４年３月の期末手当については、組合長の定めるところによる。

（平成２１年６月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

９　平成２１年６月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第１７条第２項及び第３項並びに第１８条第２項の規定の適用については、第１７条第２項中「１００分の１４０、」とあるのは「１００分の１２５、」と、同条第３項中「１００分の７５」とあるのは「１００の７０」と、第１８条第２項第１号中「１００分の７２．５」とあるのは「１００分の７０」と、同項第２号中「１００分の３５」とあるのは「１００分の３０」とする。

附　則（昭和４３年８月３０日）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の一般職の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という）の規定（同条例第８条の規定を除く。）及び第２条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の規定は、昭和４４年６月１日から適用する。

（扶養手当に関する経過措置）

３　次の各号の一に該当するものは、速やかにその旨を任命権者に届け出なければならない。

（１）　切替日において、その前日から引続き扶養親族たる満１８才未満の子で改正前の条例第８条の第１項の規定による届出がされたもの（切替日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた満１８才未満の子で、切替日以降当該要件を具備するに至つた日から１５日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があり、かつ、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）のなかつたもの

（２）　切替期間において、新たに扶養親族たる満１８才未満の子で改正前の条例第８条第１項の規定による届出がされたものを有する職員となつた者であつて、その届出に係る事実が生じた日（その届出がこれに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にされたものであるときは、その届出がされた日）に配偶者のなかつたもの（前号に該当する者を除く。）

（３）　切替期間において配偶者のない職員となつた者（改正前の条例第８条第１項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者があつた職員で、配偶者のない職員となつたものを除く。）であつて、その配偶者のない職員となつた日に扶養親族たる満１８才未満の子で同項の規定による届出がされたもの（その日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた満１８才未満の子で、その日以降当該要件を具備するに至つた日から１５日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があつたもの

（４）　配偶者のなかつた職員のうち、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となつた者であつて、その配偶者がある職員となつた日に扶養親族たる満１８才未満の子で改正前の条例第８条第１項の規定による届出がされたもの（その日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた満１８才未満の子で、その日以降当該要件を具備するに至つた日から１５日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があつたもの

（５）　前項第１号又は第２号の規定による届出が施行日から３０日を経過した後にされた場合におけるこれらの届出に係る事実に関する改正後の条例第８条第３項の規定の適用については、これらの届出がされた日の属する月の末日（これらの届出がされた日が月の初日であるときは、その日の前日）までの間同項中「６００円（職員に配偶者がない場合にあつては１,２００円）」とあるのは「６００円」とする。

（６）　切替期間において職員が配偶者のない職員となつた場合又は配偶者を有するに至つた場合において、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至つた日に扶養親族たる満１８才未満の子で改正前の条例第８条第１項の規定のよる届出がされたもの（これらの日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた満１８才未満の子で、これらの日以降当該要件を具備するに至つた日から１５日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）を有するときにおける当該満１８才未満の子に係る扶養手当の支給額の改定は、その配偶者のない職員となり又は配偶者を有するに至つた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行う。ただし、職員が配偶者のない職員となつた場合における同項第２号又は附則第３項第３号の規定による届出が施行日から３０日を経過した後にされたときの改定は、これらの届出がされた日の属する月に翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

（期末手当及び勤勉手当に関する経過措置）

４　切替日において在職する職員に対して、昭和４４年６月に支給する期末手当及び勤務手当に関する改正後の条例第１３条及び第１４条の規定の適用については、同条例第１３条第２項中「職員が受けるべき」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和４４年条例第１９号）第１条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という）の規定により職員が受けるべきであつた」と、同条例第１４条第２項中「受けるべき」とあるのは「改正前の条例の規定による受けるべきであつた」とする。

（給与の内払い）

５　改正前の条例の規定に基づいて切替期間中に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとする。

（規則への委任）

６　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（昭和４３年８月３０日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和４３年７月１日から適用する。

附　則（昭和４３年８月３０日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和４４年６月１日から適用する。

附　則（昭和４４年１月１４日）

（暫定手当）

１　職員に、この条例の施行の日の属する月の翌月の初日（その施行の日が月の初日であるときはその日）から昭和４５年３月３１日までの間、月額の暫定手当を支給する。

２　前項の規定により支給される暫定手当の月額は職員の給料表の各職務の等級の号給ごとに、当該号給に対応する附則別表第１及び第２の暫定手当の定額に、昭和４３年３月３１日までは、５分の１を、同年４月１日以降は５分の２をそれぞれ乗じて得た額とする。

（経過措置）

３　暫定手当は、昭和４３年４月１日以降において、これを整理し、その一定の額を職員の給料に繰入れる措置をするようにするものとする。

（昭和４３年７月１日以降の給料月額等）

４　改正後の条例別表第１及び別表第２に掲げる給料表の適用については、これらの給料表に掲げる給料月額は、いずれも、その額に同年７月１日から昭和４４年３月３１日までの間においては、当該職務の等級の号給についての給料表の各職務の等級の号給ごとに、当該各号に対応する附則別表に掲げる暫定手当の月額に５分の１を乗じて得た額に相当する額を、昭和４４年４月１日から昭和４５年３月３１日までの間においては５分の３を乗じて得た額に相当する額を、同年４月１日以降においては、５分の５を乗じて得た額に相当する額をそれぞれ加えた額に読み替えるものとする。この場合において、昭和４３年６月３０日、昭和４４年３月３１日又は昭和４５年３月３１日において、職務の等級の最高の号給をこえる給料月額を受ける職員（昭和４３年６月３０日に係る場合にあつては、同日において職務の等級の最高の号給をこえる給料月額を受ける職員のうち昭和４３年改正条例附則第５項の規定に基づき、職務の等級の号給を定められることとなる職員を除く。）のそれぞれ昭和４３年７月１日、昭和４４年４月１日又は昭和４５年４月１日以降における給料月額は、規則で定める額とする。

（暫定手当を基礎とそる給与）

５　職員に暫定手当が支給される間、改正後の条例第２条中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、暫定手当」と、同条例第１３条中「給料の月額」とあるのは「給料の月額及び暫定手当の月額との合計額」と、同条例第１４条第２項中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び暫定手当」と、同条例第１４条の２第２項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額と暫定手当の月額との合計額」と、「及び扶養手当」とあるのは、「扶養手当及び暫定手当」と、同条例第１５条第１項及び第２項中「及び扶養手当」とあるのは、「扶養手当及び暫定手当」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を適用する。

（委任）

６　この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表第５

行政職給料表暫定手当定額表

職務の等級

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 号給 | １等級 | ２等級 | ３等級 | ４等級 |
| １ |  | ５８０ | ４８０ | ３３０ |
| ２ | ８１０ | ６３０ | ５１０ | ３４０ |
| ３ | ８６０ | ６７０ | ５５０ | ３６０ |
| ４ | ９６０ | ７７０ | ５８０ | ３８０ |
| ５ | １,０００ | ８１０ | ６３０ | ４００ |
| ６ | １,０６０ | ８６０ | ６７０ | ４２０ |
| ７ | １,１７０ | ９６０ | ７７０ | ４５０ |
| ８ | １,２２０ | １,０００ | ８１０ | ４８０ |
| ９ | １,２７０ | １,０６０ | ８６０ | ５１０ |
| １０ | １,３１０ | １,１４０ | ９５０ | ５５０ |
| １１ | １,３５０ | １,１８０ | ９８０ | ５８０ |
| １２ | １,３９０ | １,２１０ | １,０１０ | ６２０ |
| １３ | １,４３０ | １,２４０ | １,０７０ | ６５０ |
| １４ | １,４６０ | １,２７０ | １,１００ | ７１０ |
| １５ | １,４８０ | １,２９０ | １,１２０ | ７３０ |
| １６ | １,５１０ | １,３１０ |  | ７６０ |
| １７ | １,５４０ | １,３３０ |  | ７８０ |
| １８ | １,５７０ | １,３５０ |  |  |
| １９ | １,６００ | １,３７０ |  |  |

附　則（昭和４４年２月２０日）

（施行期日等）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１条中一般職の職員の給与に関する条例第１３条第１項及び第２項、第１４条の改正規定は昭和４４年４月１日から施行する。

第１条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第８条の規定は、昭和４３年５月１日から、改正後の条例第１０条及び第１５条の規定は昭和４３年１２月１４日から、改正後の条例第７条及び別表第１から第５までの規定並びに第２条及び第３条に規定する各条例のこれらの規定による改正後の規定は、昭和４３年７月１日から適用する。

附　則（昭和４４年１２月１７日）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（同条例第８条の規定を除く。）及び第２条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の規定は、昭和４４年６月１日から適用する。

（扶養手当に関する経過措置）

３　次の各号の一に該当するものは、速やかにその旨を任命権者に届け出なければならない。

（１）　切替日において、その前日から引続き扶養親族たる満１８才未満の子で、改正前の条例第８条の第１項の規定による届出がされたもの（切替日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた満１８才未満の子で、切替日以降当該要件を具備するに至つた日から１５日以内に同項の規定による届出されたものを含む。）があり、かつ、配偶者（届出をしてないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）のなかつたもの

（２）　切替期間において、新たに扶養親族たる満１８才未満の子で改正前の条例第８条第１項の規定による届出がされたものを有する職員となつた者であつて、その届出に係る事実が生じた日（その届出がこれに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にされたものであるときは、その届出がされた日）に配偶者のなかつたもの（前号に該当する者を除く。）

（３）　切替期間において配偶者のない職員となつた者（改正前の条例第８条第１項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者があつた職員で、配偶者のない職員となつたものを除く。）であつて、その配偶者のない職員となつた日に扶養親族たる満１８才未満の子で同項の規定による届出がされたもの（その日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた満１８才未満の子で、その日以降当該要件を具備するに至つた日から１５日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があつたもの

（４）　配偶者のなかつた職員のうち、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となつた者であつて、その配偶者がある職員となつた日に扶養親族たる満１８才未満の子で改正前の条例第８条第１項の規定による届出がされたもの（その日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた満１８才未満の子で、その日以降当該要件を具備するに至つた日から１５日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があつたもの

（５）　前項第１号又は第２号の規定よる届出が施行日から３０日を経過した後にされた場合におけるこれらの届出に係る事実に関する改正後の条例第８条第３項の規定の適用については、これらの届出がされた日の属する月の末日（これらの届出がされた日が月の初日であるときは、その日の前日）までの間同項中「６００円（職員に配偶者がない場合にあつては１,２００円）」となるのは「６００円」とする。

（６）　切替期間において職員が配偶者のない職員となつた場合又は配偶者を有するに至つた場合において、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至つた日に扶養親族たる満１８才未満の子で改正前の条例第８条第１項の規定による届出がされたもの（これらの日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた満１８才未満の子で、これらの日以降当該要件を具備するに至つた日から１５日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）を有するときにおける当該満１８才未満の子に係る扶養手当の支給額の改定は、その配偶者のない職員となり又は配偶者を有するに至つた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行う。ただし、職員が配偶者のない職員となつた場合における同項第２号又は附則第３項第３号の規定による届出が施行日から３０日を経過した後にされたときの改定は、これらの届出がされた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

（期末手当及び勤勉手当に関する経過措置）

４　切替日において在職する職員に対して、昭和４４年６月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する改正後の条例第１３条及び第１４条の規定の適用については、同条例第１３条第２項中「職員が受けるべき」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和４４年条例第１９号）第１条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により職員が受けるべきであつた」と、同条例第１４条第２項中「受けるべき」とあるのは「改正前の条例の規定により受けるべきであつた」とする。

（給与の内払い）

５　改正前の条例の規定に基づいて切替期間中に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとする。

（規則への委任）

６　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附　則（昭和４５年３月５日）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和４５年１２月１６日）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和４５年５月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

４　附則前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（昭和４６年１２月２４日）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、昭和４７年１月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和４６年５月１日から適用する。

（特定の号給の切り替え等）

３　昭和４６年５月１日（以下「切替日」という。）の前日において、その者の受ける号給（以下「旧号給」という。）が附則別表の旧号給欄に掲げられている号給である職員（以下「特定号給職員」という。）のうち、旧号給が同表の期間欄に期間の定めのない号給である職員及び旧号給が同欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間が同欄に定める期間に達しているものの切替日における号給は、旧号給に対応する同表の新号給欄に定める号給とする。

４　特定号給職員のうち、旧号給が附則別表の期間欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間が同欄に定める期間に達していないものは、昭和４６年７月１日、同年１０月１日又は昭和４７年１月１日のうち、切替日から起算して同欄に定める期間と切替日において旧号給を受けていた期間との差に相当する期間を経過した日以後の直近の日に、旧号給に対応する同表の新号給欄に定める号給を受けるものとし、その者の切替日から当該直近の日の前日までの間における給料月額は、旧号給に対応する同表の暫定給料月額欄に定める額とする。

５　附則第３項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の条例第７条第４項の規定の適用については、旧号給を受けていた期間（旧号給が附則別表の期間欄に期間の定めのある号給である職員にあつては、旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する同欄に定める期間を減じた期間）を切替日における号給を受ける期間に通算する。

（改正後の条例第７条の適用の経過措置）

６　改正後の条例第７条の規定の切替日から、昭和４６年１２月３１日までの間における適用については、同条第１項中「号給」とあるのは「号給又は一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和４３年条例第１８号）附則別表の暫定給料月額欄に定める給料月額（次項において「暫定給料月額」という。）」と、同条第２項中「号給」とあるのは「号給又は暫定給料月額」とする。

７　附則別表の暫定給料月額欄に定める給料月額を受ける職員に関する改正後の条例第７条第５項の規定の切替日から昭和４６年１２月３１日までの間における適用については、規則で定める。

（給与の内払）

８　改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

９　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（昭和４７年２月２４日）

この条例は、昭和４７年１月１日から適用する。

附　則（昭和４７年１２月８日）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和４７年４月１日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

２　昭和４７年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

３　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又は、その受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち規則の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、規則の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

４　切替日前の職務の等級を異にして異動した職員及び規則の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

５　改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

（規則への委任）

６　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（昭和４８年３月１３日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和４８年４月１日から適用する。

附　則（昭和４８年１２月１日）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、昭和４８年４月１日から適用する。ただし、第１条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という）第１２条の規定は、同年９月１日から適用する。

（特定の号給の切替え等）

２　昭和４８年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において、その者の受ける号給（以下「旧号給」という。）が附則別表のアからオまでの表（以下「切替表」という。）の旧号給欄に掲げられている号給である職員（以下「特定号給職員」という。）のうち、旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのない号給である職員及び旧号給が同欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間（規則の定める職員にあつては、規則の定める期間を増減した期間。次項及び附則第４項第２号において同じ。）が同欄の左欄に定める期間に達しているものの切替日における号給は、旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給とする。

３　特定号給職員のうち、旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間が同欄の左欄に定める期間に達していないものは、切替日から起算してそれらの期間の差に相当する期間を経過した日が、昭和４８年７月１日以前であるときは同日に、同月２日以後であるときは同年１０月１日に、旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給を受けるものとし、その者の切替日から切替表の新号給欄に定める号給を受ける日の前日までの間における給料月額は、旧号給に対応する切替表の暫定給料月額欄に定める額とする。

４　附則第２項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の条例第７条第４項の規定の適用については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる期間を切替日における号給を受ける期間に通算する。

（１）　旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのない号給である職員　旧号給を受けていた期間（規則の定める職員にあつては、規則の定める期間を増減した期間）

（２）　旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのある号給である職員　旧号給を受けていた期間が９月未満である職員にあつては旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する切替表の期間欄の左欄に定める期間を減じた期間、旧号給を受けていた期間が９月以上である職員にあつては旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する切替表の期間欄の右欄に定める期間を減じた期間

（最高号給等の切替え等）

５　切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

６　切替日からこの条例の施行の日前日までの間（以下「切替期間」という。）において、第１条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、規則の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、規則の定めるところによる。この場合において、その給料月額が切替表の暫定給料月額欄に定める額とされた職員の当該給料月額を受けることがなくなつた日における号給は、規則で定める。

（切替日前の異動者の号級等の調整）

７　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び規則の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（改正後の適用の経過措置）

８　改正後の条例第７条第１項及び第２項の規定の切替日から昭和４８年９月３０日までの間における適用については、同条第１項中「号給」とあるのは「号給又は一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和４８年条例第１８号）附則別表のアからオまでの表の暫定給料月額欄に定める給料月額（次項において「暫定給料月額」という。）」と、同条第２項中「号給」とあるのは「号給又は暫定給料月額」とする。

９　切替表の暫定給料月額欄に定める給料月額を受ける職員に関する改正後の条例第７条第５項の規定の切替日から昭和４８年９月３０日までの間における適用については、規則で定める。

（住居手当に関する経過措置）

１０　切替期間において、改正前の条例第１２条の２の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第１２条の２の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第１２条の２の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第１２条の２の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第１２条の２の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第１２条の２の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第１２条の２の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和４９年３月３１日（同日前の規則で定める事由が生じた職員にあつては規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内払）

１１　職員が改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例（住居手当については、改正後の条例第１２条の２又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

１２　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（昭和４９年１０月１６日）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和４９年４月１日から適用する。

（給与の内払）

２　職員が、改正前の条例の規定に基づいて、昭和４９年４月１日以後の分として支給を受けた給与は、それぞれ改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

３　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（昭和４９年１２月２６日）

（施行期日等）

１　この条例は、規則で定める日から施行する。

２　この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第８条の規定を除く。）は、昭和４９年４月１日から適用する。ただし、改正後の条例第１２条第１項及び第１３条第２項の規定は、同年９月１日から適用する。

（給与の内払）

３　職員が改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

４　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（昭和５０年１２月２４日）

（施行期日等）

１　この条例は、規則で定める日から施行する。

２　この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和５０年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　職員が改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として、支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

４　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（昭和５１年１２月２７日）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和５１年４月１日から適用する。

（勤勉手当の額の特例）

２　昭和５１年６月に改正前の条例第１８条の規定に基づいて支給された職員の勤勉手当の額が、改正後の条例第１８条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる勤勉手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の勤勉手当の額は、同条第２項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる勤勉手当の額に加算した額とする。

（給与の内払）

３　職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例（勤勉手当については、改正後の条例第１８条又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

４　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（昭和５２年１２月２７日）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和５３年４月１日から適用する。

（住居手当に関する経過措置）

２　切替期間において、改正前の条例第１０条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第１０条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第１０条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第１０条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際、改正前の条例第１０条の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例等第１０条の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第１０条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和５３年３月３１日（同日前に規則で定める事由が生じた職員にあつては、規則で定める日）までの間の住居手当についても同様とする。

（給与の内払）

３　職員が改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例（住居手当については、改正後の条例第１０条又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

４　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（昭和５３年１２月２６日）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第３項の規定は、昭和５４年１月１日から施行する。

（給与の内払）

２　職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

３　附則第２項及び第３項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（昭和５４年１２月２６日）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定は、昭和５４年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

４　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（昭和５５年１２月２６日）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和５５年４月１日から適用する。

（給与の内払）

２　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

３　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（昭和５６年１２月２６日）

（施行期日等）

１　この条例は、規則で定める日から施行し、この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和５６年４月１日から適用する。

（期末手当及び勤勉手当に関する特例）

２　昭和５６年４月１日から昭和５７年３月３１日の間における期末手当及び勤勉手当に関する改正後の条例第１７条及び第１８条の規定の適用については、同条例第１７条第２項中「職員が受けるべき」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和５６年条例第　　号）による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により職員が受けるべき」と、同条例第１８条第２項中「受けるべき」とあるのは「改正前の条例の規定により受けるべき」とする。

（給与の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

４　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（昭和５８年１２月２６日）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和５８年４月１日から適用する。

（給与の内払）

２　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

３　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（昭和５９年１２月２７日）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第７条第３項、第１０条第２項第１号ロ及び第１１条第２項第１号から第３号まで並びに別表第１から別表第３までの規定は、昭和５９年４月１日から適用する。

（給与の内払）

２　改正後の条例の規定による場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

３　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（昭和６０年１２月２７日条例第４号）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第７条第４項及び附則第９項の改正規定は昭和６１年６月１日から施行する。

２　この条例（前条ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和６０年７月１日から適用する。

（職務の級への切替え）

３　昭和６０年７月１日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員であつて同日においてその者が属していた職務の等級（以下「旧等級」という。）が附則別表第１に掲げられているものの切替日における職務の級は、旧等級に対応する同表の職務の級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に２の職務の級が掲げられているときは、組合長の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

（号給の切替日）

４　前項の規定により、切替日における職務の級を定められる職員（附則第６項に規定する職員を除く。）の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に対応する附則別表第２又は附則別表第３の新号給欄に定める号給とする。

５　前項の規定により新号給を定められる職員に対する切替日以後における最初の改正後の条例第４条第４項又は第６項ただし書の規定の適用については、旧号給を受けていた期間（組合長の定める職員にあつては組合長の定める期間。以下この項において同じ）を新号給を受ける期間に通算する。ただし、切替日の前日において５６歳に達していない職員のうち、旧号給が旧等級の最高の号給であつて新号給が職務の級の最高の号給以外の号給となる者については、その者の旧号給を受けていた期間のうち１２月を超える期間は、この限りでない。

（最高号給を超える給料月額の切換え等）

６　切替日の前日において、職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、組合長が定める。

（切替期間における異動者の職務の級及び号給等）

７　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例（附則第１項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用、又は異動の日における職務の級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。切替期間において、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（以下「昭和５５年改正条例」という。）附則第７項の規定により昇給した職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における職務の級及び号給又は給料月額についても同様とする。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

８　切替日前に職務等級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

９　附則第３項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例又は昭和５４年改正条例附則第７項及びこれらに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

（給料の内払）

１０　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給料の内払いとみなす。

（規則への委任）

１１　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（昭和６１年１２月２６日条例第１号）

（施行期日等）

１　この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第１６条第３項の改正規定は、昭和６２年１月１日から施行する。

２　この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第４項において同じ。）による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和６１年４月１日から適用する。

（最高号給を超える給料月額の切換え等）

３　昭和６１年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、組合長が定める。

（切替期間における異動者の号給等）

４　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。切替期間において、一般職に職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和５５年条例第２号。以下「昭和５５年改正条例」という。）附則第２項の規定により昇給した職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における号給又は給料月額についても、同様とする。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

５　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

６　前３項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例又は昭和５５年改正条例附則第２項及びこれらに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

（給与の内払）

７　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

８　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附　則（昭和６２年３月３０日条例第１４号）

この条例は、昭和６２年４月１日から施行する。

附　則（昭和６２年１２月２６日条例第１７号）

（施行期日等）

１　この条例は、規則で定める日から施行し、この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和６２年４月１日から適用する。

（最高号給を超える給料月額の切換え等）

２　昭和６２年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

３　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。切替期間において、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和５４年条例第１８号。以下「昭和５４年改正条例」という。）附則第７項の規定により昇給した職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における号給又は給料月額についても、同様とする。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

４　切替日前の職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

５　前３項の規定の運用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例又は昭和５４年改正条例第７項及びこれらに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

（住居手当に関する経過措置）

６　切替期間において、改正前の条例第１０条の２の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第１０条の２の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第１０条の２の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第１０条の２の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第１０条の２の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第１０条の２の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第１０条の２の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和６３年３月３１日（同日前の規定で定める事由が生じた職員にあつては、規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内払）

７　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

８　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（昭和６３年１２月２７日条例第２号）

（施行期日等）

１　この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第７条第２項第２号及び第４号の改正規定は、昭和６４年４月１日から施行する。

２　この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第４項において同じ。）による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和６３年４月１日から適用する。

（最高号給等の切り替え等）

３　昭和６３年４月１日（以下「切り替え日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切り替え日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切り替え期間における異動者の号給等）

４　切り替え日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

５　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

（旧号給等の基礎）

６　前３項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

７　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

８　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（平成元年１２月２７日条例第２号）

（施行期日等）

１　この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第２条の改正規定及び第１３条の次に１条に加える改正規定は、平成２年４月１日から施行する。

２　この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第４項において同じ。）による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成元年４月１日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

３　平成元年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

４　切替日からこの条例の施行の日までの間において、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受け取ることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

５　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受け取ることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

６　前３項の規定の運用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

７　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

８　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（平成２年１２月２７日条例第３号）

（施行期日等）

１　この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第２０条第１項の改正規定及び附則第９項の規定は、平成３年１月１日から施行する。

２　この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成２年４月１日から適用する。

（特定の号給の切替え等）

３　平成２年４月１日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の受ける号給が附則別表に掲げる職務の級の１号給である職員の切替日における号給は、２号給とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（最高号給等の切替え等）

４　切替日の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

５　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けたることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、組合長の定める職員の、この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

６　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受け取ることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

７　附則第３項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けて号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

８　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（休職者の給与に関する経過措置）

９　改正後の条例第２０条第１項の規定は、附則第１項ただし書に規定する改正規定の施行の際通勤による負傷又は疾病のため地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条第２項第１号に掲げる事由に該当して休職にされている職員の当該改正規定の施行の日以後の休職期間に係る給与についても適用する。

（規則への委任）

１０　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（平成３年１２月２７日条例第３号）

（施行期日等）

１　この条例は、規則で定める日から施行する。平成　　年条例　　号により、平成３年４月１日より施行する。ただし、改正条例の第７条第４項を削る改正規定は、平成４年４月１日から施行する。

２　この条例（第７条第４項を削る改正規定を除く。附則第３項において同じ）による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成３年４月１日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

３　平成３年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

４　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における職務の級又は号給若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給の調整）

５　切替日前の職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

６　附則第３項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定のしたがって定められたものでなければならない。

（給与の内払）

７　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

８　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附　則（平成４年１２月２５日条例第１号）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、平成４年４月１日から適用する。ただし、第１６条第３項の改正規定は平成５年１月１日から施行する。

２　この条例（附則第４項及び第１０項を除く。）による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成４年４月１日から適用する。

（最高号給の切り替え等）

３　平成４年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

４　切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

５　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

６　前３項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定にしたがって定められたものでなければならない。

（扶養手当に関する経過措置）

７　次の各号の一に該当する者は、速やかにその旨（第１号に該当する者にあってはその者が職員になった日において、第２号に該当する者にあっては切替日において、第３号に該当する者にあってはその者が同号に該当する者となった日において、これらの者に配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に有るものを含む。以下同じ。）がなく、かつ、改正前の条例第７条第２項第２号から第５号までの扶養親族がなかったときは、配偶者がなかった旨を含む。）を任命権者に届け出なければならない。

（１）　切替期間において新たに職員となった者であって、その者が職員となった日に、昭和４９年４月１日以前に生まれた者で改正後の条例第７条第２項第２号又は第４号の扶養親族たる要件を具備するもの（以下「新規扶養親族たる子等」という。）を有していたもの

（２）　切替日において、その前日から引き続き、新規扶養親族たる子等がある職員であった者

（３）　切替期間において、新たに新規扶養親族たる子等を有する職員となった者

（４）　切替期間において、新規扶養親族たる子等で扶養親族たる要件を欠くに至ったものがある職員であった者

（５）　新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者（改正前の条例第７条第１項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者を除く。）があった職員であって、切替期間において配偶者がない職員となり、かつ、その配偶者がない職員となった日に改正前の条例第７条第２項第２号から第５号までの扶養親族がなかったもの

（６）　新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者がなかった職員であって、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となり、かつ、その配偶者がある職員となった日に改正前の条例第７条第２項第２号から第５号までの扶養親族がなかったもの

８　前項の規定による届出を行った者に対する改正後の条例第８条第２項及び第３項の規定の適用については、同条第２項中「同項の規定による届出に」とあるのは「同項又は一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成４年条例第１号。以下「改正条例」という。）附則第７項の規定による届出に」と、「同項第２号」とあるのは「前項第２号」と、「届出が、これに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その」とあるのは「届出が、これに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にされたとき、又は改正条例附則第７項の規定による届出が改正条例の施行の日から３０日を経過した後にされたときは、それぞれその」とし、同情第３項中「扶養親族で同項」とあるのは「扶養親族で同項又は改正条例附則第７項」と、「同項第２号」とあるのは「第１号第２号」と、「（扶養親族たる子、父母等で同項）とあるのは「（扶養親族たる子、父母等で同項又は改正条例附則第７項）と、「のうち扶養親族たる子、父母で同項」とあるのは「のうち扶養親族たる子、父母等で同項」とあるのは「のうち扶養親族たる子、父母等で第１項又は改正条例附則第７項」とする。

９　職員の次の各号の一に該当する事実が生じた場合に関する改正後の条例第８条第２項ただし書（同条第３項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第２項ただし書中「これに係る事実の生じた日から１５日」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成４年条例第１号）の施行の日から３０日」とする。

（１）　施行日から１５日以内に新たに職員となった者に新規扶養親族たる子等がある場合

（２）　施行日から１５日以内に新たに新規扶養親族たる子等を有するに至った場合

（３）　施行日から１５日以内に新規扶養親族たる子等がある職員が配偶者のない職員となり、かつ、その配偶者のない職員となった日に改正前の条例第７条第２項第２号から第５号までの扶養親族がない場合

（住居手当の関する経過措置）

１０　切替期間において、改正前の条例第１０条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第１０条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第１０条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第１０条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第１０条の規定により施行日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第１０条の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第１０条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日から平成５年３月３１日（同日前に規則で定める事由が生じた職員にあっては、規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内払）

１１　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

１２　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（平成５年１２月２５日条例第４号）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１３条、及び第１４条の２の改正規定は、平成６年４月１日から施行する。

２　この条例（前項ただし書に規定する改正規定及び第１７条第２項の改正規定並びに附則第７項及び第８項の規定を除く。附則第４項において同じ。）による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成５年４月１日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

３　平成５年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

４　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、組合長の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

５　切替日前の職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

６　前３項の規定の適用については、職員が属していた勤務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（期末手当の額の特例）

７　改正前の条例の適用を受けて平成５年１２月の期末手当を支給された職員に対する平成６年３月の期末手当の額は、この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第１７条の規定に基づきその者に支給されることとなる額（以下この項において「支給されるべき額」という。）から平成５年１２月に改正前の条例第１７条の規定に基づきその者が支給された期末手当の額と同月に改正後の条例第１７条を適用した場合に得られるその者の期末手当の額との差額に相当する額（その額が支給されるべき額を超えるときは、当該支給されるべき額に相当する額）を控除して得た額とする。

８　前項に定める職員以外の職員で組合長の定めるものに対して支給する平成６年３月の期末手当の額は、同項の例により組合長の定めるところによる。

（給与の内払）

９　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

１０　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（平成６年３月２４日条例第２号）

この条例は、平成６年４月１日から施行する。

附　則（平成６年１２月２７日条例第３号）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１１条の改正規定はこの条例はこの条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から、第１６条第１項の改正規定は平成７年１月１日から施行する。

２　この条例（前項ただし書に規定する改正規定及び第１７条第２項の改正規定並びに附則第７項及び第８項の規定を除く。附則第４項において同じ。）による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成６年４月１日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

３　平成６年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

４　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動の有った職員のうち、組合長の定める職員の、この条例による改正後の一般職の給与に関する条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

５　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

６　前３項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びそのものが受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（期末手当の額の特例）

７　改正前の条例の適用を受けて平成６年１２月の期末手当を支給された職員に対する平成７年３月の期末手当の額は、この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第１７条の規定に基づきその者に支給されることとなる額（以下この項において「支給されるべき額」という。）から平成６年１２月に改正前の条例第１７条の規定に基づきその者が支給された期末手当の額と同月に改正後の条例第１７条を適用した場合に得られるその者の期末手当の額との差額に相当する額（その額が支給されるべき額を超えるときは、当該支給されるべき額に相当する額）を控除して得た額とする。

８　前項に定める職員以外の職員で組合長の定めるものに対して支給する平成７年３月の期末手当の額は、同項の例により組合長の定めるところによる。

（給与の内払）

９　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

１０　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（平成７年１２月２６日条例第６号）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１０条の改正規定は平成８年１月１日から施行する。

２　この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第４項において同じ。）による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成７年４月１日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

３　平成７年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

４　切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、組合長の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

５　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

６　前３号の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定にしたがって定められたものでなければならない。

（施行日から平成８年３月３１日までの間における異動者の号給等の調整）

７　施行日から平成８年３月３１日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、ついで当該適用の日又は異動の日から改正後の条例が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度にいて、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

８　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

９　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（平成８年３月２９日条例第１号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成８年１２月２６日条例第６号）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成８年４月１日から適用する。

（最高号給の切り替え等）

３　平成８年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

４　切替日からこの条例の施行の日（附則第７項において「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の給与条例（以下「改正前の給与条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、組合長の定める職員の、改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

５　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

６　附則第３項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の給与条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（施行日から平成９年３月３１日までの間における異動者の号給等の調整）

７　施行日から平成９年３月３１日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

８　改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

９　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（平成９年１２月２５日条例第１号）

（施行期日等）

１　この条例（第７条第２項の改正規定、第１０条第２項の改正規定、第１４条の２の改正規定、第１６条の２の改正規定、第１７条第１項及び第３項の改正規定、第１７条の次に次の２条を加える改正規定、第１８条の改正規定及び第２０条の改正規定を除く。附則第４項において同じ。）による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成９年４月１日から適用する。

（最高号給等の切り替え等）

２　平成９年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

３　切替日からこの条例の施行の日（附則第７項において「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、組合長の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

４　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

５　前３項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（施行日から平成１０年３月３１日までの間における異動者の号給等の調整）

６　施行日から平成１０年３月３１日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

７　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

８　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（平成１０年１２月２４日条例第３号）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１６条第１項の改正規定は、平成１１年１月１日から、第４条第４項、第６項及び第７項の改正規定並びに附則第８項から第１０項までの規定は同年４月１日から施行する。

２　この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第４項において同じ。）による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（附則第８項を除き、以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成１０年４月１日から適用する。

（最高号給等の切り替え等）

３　平成１０年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

４　切替日からこの条例の施行の日（附則第７項において「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（附則第８項を除き、以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、組合長の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

５　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

６　前３項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（施行日から平成１１年３月３１日までの間における異動者の号給等の調整）

７　施行日から平成１１年３月３１日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（昇給停止に関する経過措置）

８　平成１１年４月１日（以下この項及び次項において「基準日」という。）前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、基準日において５５歳（改正後の条例（次項及び附則第１０項において「新条例」という。）第４条第７項の規則で定める職員にあっては、同項の規則で定める年齢。次項において「昇給停止年齢」という。）を超えている職員（基準日において改正前の条例第４条第７項の規則で定める年齢を超えてはいない職員に限る。次項において「昇給停止年齢超過職員」という。）の昇給については、なお従前の例による。

９　基準日前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、基準日後に昇給停止年齢を超える職員で、基準日の前日におけるその年齢と昇給停止年齢との近接の度を考慮して昇給停止年齢超過職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員については、新条例第４条第７項本文の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、規則に定めるところにより、昇給させることができる。基準日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、任用の事情等を考慮して昇給停止年齢超過職員又はこの項前後の規則で定める職員との権衡上必要があると認められる職員として規則で定める職員についても、同等とする。

１０　前項前段の規則で定める職員及び当該職員との権衡上必要があると認められる職員として同項後段の規則で定める職員のうち、新条例第４条第７項の規則で定める職員の、５６歳に達した日から同項の規則で定める年齢に達する日までの間における条例第４条第４項又は第６項ただし書の規定による昇給については、なお従前の例による。

（給与の内払）

１１　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

１２　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附　則（平成１１年１２月２７日条例第２号）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１条中一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第２条の規定は平成１２年１月１日から、第１条中給与条例第１７条第２項の改正規定は同年４月１日から施行する。

２　第１条の規定（前項ただし書きに規定する改定規定並びに附則第８項及び第９項の規定を除く。附則第４項において同じ。）による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成１１年４月１日から適用する。

（最高号給を超える給与月額の切り替え等）

３　平成１１年４月１日（以下「切替え日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

４　切替日からこの条例の施行の日（以下この項及び附則第６項において「施行日」という。）の前日までの間において、第１条の規定による改正前の給与条例（附則第７項を除き、以下「改正前の給与条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、組合長の定める職員の、改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。切替日から施行日の前日までの間において、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成１０年条例第３号。附則第７項において「平成１０年改正条例」という。）附則第８項から第１０項までの規定により昇給した職員のうち、組合長の定める職員の、改正後の給与条例の規定による当該昇給の日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間についても、同様とする。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

５　切替日に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（施行日から平成１２年３月３１日までの間における異動者の号給等の調整）

６　施行日から平成１２年３月３１日までの間において、改正後の給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

７　附則第３号から第５号までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第１条の規定による改正前の給与条例又は平成１０年改正条例附則第８項から第１０項まで及びこれらに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（期末手当の額の特例）

８　平成１２年３月の期末手当の額は、改正後の給与条例第１７条中「１００分の５５」とあるのを「１００分の５０」と読み替えて適用し、その者に支給されることとなる額（以下「支給されるべき額」という。）とする。ただし、改正前の給与条例の適用を受けて平成１１年１２月の期末手当を支給された職員に対して支給する額は、支給されるべき額から平成１１年１２月に改正前の給与条例第１７条の規定に基づきその者が支給された期末手当の額と同月に改正後の給与条例第１７条中「１００分の１９０」とあるのを「１００分の１６５」と読み替えて適用した場合に得られるその者の期末手当の額との差額に相当する額（その額が支給されるべき額を超えるときは、当該支給されるべき額に相当する額）を控除して得た額とする。

９　前項に定める職員以外の職員で組合長の定めるものに対して支給する平成１２年３月の期末手当の額は、同項の例により組合長の定めるところによる。

（給与の内払）

１０　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

１１　附則第３項から前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（平成１２年１２月２６日条例第１号）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第７条第３項の改正規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成１２年４月１日から適用する。

（期末手当の額の特例）

２　平成１２年１２月に支給されるべき期末手当の額は、この条例による改正後の一般職の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定にかかわらず、改正前の一般職の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により算出して得た額とする。

３　改正前の条例の適用を受けて平成１２年１２月の期末手当又は勤勉手当を支給された職員に対する平成１３年３月の期末手当の額は、改正後の条例第１７条の規定に基づきその者に支給されることとなる額（以下この項において「支給されるべき額」という。）から平成１２年１２月に改正前の条例第１７条又は第１８条の規定に基づきその者が支給された期末手当及び勤勉手当の額と同月に改正後の条例第１７条又は第１８条を適用した場合に得られるものの期末手当及び勤勉手当の額との差額に相当する額（その額が支給されるべき額を超えるときは、当該支給されるべき額に相当する額）を控除して得た額とする。

４　前項に定める職員以外の職員で組合長の定めるものに対して支給する平成１３年３月の期末手当の額は、同項の例により組合長の定めるところによる。

（給与の内払）

５　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附　則（平成１３年１２月２６日条例第１号）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、附則第９項から第１２項の改正規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成１３年４月１日から適用する。

（期末手当の額の特例）

２　この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の適用を受けて平成１３年１２月の期末手当を支給された職員に対する平成１４年３月の期末手当の額は、改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第１７条の規定に基づきその者に支給されることとなる額（以下この項において「支給されるべき額」という。）から平成１３年１２月に改正前の条例第１７条の規定に基づきその者が支給された期末手当の額と同月に改正後の条例第１７条を適用した場合に得られるその者の期末手当の額との差額に相当する額（その額が支給されるべき額を超えるときは、当該支給されるべき額に相当する額）を控除して得た額とする。

３　前項に定める職員以外の職員で組合長の定めるものに対して支給する平成１４年３月の期末手当の額は、同項の例により組合長の定めるところによる。

附　則（平成１４年１２月２６日条例第７号）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第２条並びに附則第６項及び第８項の規定は、平成１５年４月１日から施行する。

（職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替え等）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

３　施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

４　前２項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第１条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例及びこれらに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成１５年３月に支給する期末手当に関する特例措置）

５　平成１５年３月に支給する期末手当（以下この項において「期末手当」という。）の額は、第１条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の給与条例」という。）第１７条第２項及び第３項から第５項まで又は第２０条第１項から第３項まで及び第６項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第１号に掲げる額から第２号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第１号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第１号に掲げる額から第２号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（１）　平成１５年３月１日（期末手当について改正後の給与条例第１７条第１項後段又は第２０条第６項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で平成１４年４月１日から施行日の前日までのもの（当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月１日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち給料及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「給料等」という。）の額の合計額

（２）　継続在職期間について改正後の給与条例の規定による給料月額（継続在職期間において附則第２項に掲げる給料月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について規則で定める給料月額）並びに改正後の給与条例の規定による扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

（平成１５年６月に支給する期末手当に関する経過措置）

６　平成１５年６月に支給する期末手当に関する第２条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第１７条第２項の規定の適用については、この規定中「６箇月以内」とあるのは「３箇月以内」と、同条例第１７条第２項第１号中「６箇月」とあるのは「３箇月」と、同条例第１７条第２項第２号中「５箇月以上６箇月未満」とあるのは「２箇月１５日以上３箇月未満」と、同条例第１７条第２項第３号中「３箇月以上５箇月未満」とあるのは「１箇月１５日以上２箇月１５日未満」と、同条例第１７条第２項第４号中「３箇月未満」とあるのは「１箇月１５日未満」とする。

（規則への委任）

７　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正等）

８　職員の育児休業等に関する条例（平成５年条例第１号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（平成１５年１１月２６日条例第２号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第２条の規定は、平成１６年４月１日から施行する。

（職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（施行日前の異動者号給等の調整）

３　施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

４　前２項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第１条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例又は一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成１５年条例第２号）附則第２項から第４項まで及びこれらに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成１５年１２月に支給する期末手当に関する特例措置）

５　平成１５年１２月に支給する期末手当（以下この項において「期末手当」という。）の額は、第１条の規定による改正後の一般職の給与に関する条例第１７条第２項及び第３項から第５項まで又は第２０条第１項から第３項まで若しくは第６項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（規則で定める職員にあっては、第１号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（１）　平成１５年４月１日（同月２日から同年１２月１日までの間に新たに職員となった者（同年４月１日に在職していた職員で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日か２以上あるときは、当該日のうち規則で定める日）において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当（一般職の職員の給与に関する条例第１１条の２第２項に規定する規則で定める額を除く。）の月額の合計額に１００分の１.０７を乗じて得た額に、同年４月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

（２）　平成１５年６月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に１００分の１.０７を乗じて得た額

（規則への委任）

６　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（平成１７年３月３０日条例第５号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１７年１１月２８日条例第１１号）

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行する。

附　則（平成１８年２月２２日条例第５号）

改正　平成２１年１２月１日　　条例第５号

平成２２年１１月３０日　条例第１０号

（施行期日）

第１条　この条例は、平成１８年４月１日から施行する。ただし、第１７条の３第３項の改正規定は、平成１８年３月１日から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

第２条　平成１８年４月１日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第１に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職の級とする。

（号給の切替え）

第３条　切替日の前日において一般職の職員の給与に関する条例別表の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次条い規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（組合長の定める職員にあっては、組合長の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第２に定める号給とする。

（職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え）

第４条　切替日の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額は、規則で定める。

（切替日前の異動者の号給の調整）

第５条　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

第６条　附則第２条から前条までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の一般職の職員の給与に関する条例に基づく規則の規定にしたがって定められたものでなければならない。

（給料の切替えに伴う経過措置）

第７条　切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成２１年条例第５号）の施行の日において、当該給料月額に１００分の９９．６１を乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

２　切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

３　切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前２項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前２項の規定に準じて、給料を支給する。

第８条　前条の規定による給料を支給される職員に関する一般職の職員の給与に関する条例第１６条の２第２項及び第１７条第４項（一般職の職員の給与に関する条例第１８条第４項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは「給料月額と一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成１８年条例５号。以下「平成１８年改正条例」という。）附則第７条の規定による給料の額との合計額」とする。

（規則への委任）

第９条　附則第２条から前条までに定めるものほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表第１　職務の級の切替表（附則第２条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 給料表 | 旧級 | 新級 |
| 行政職給料表 | １級 | １級 |
| ２級 |
| ３級 | ２級 |
| ４級 | ３級 |
| ５級 |
| ６級 | ４級 |
| ７級 | ５級 |
| ８級 | ６級 |

附則別表第２　旧級がこれに対応する附則別表第１の職員の号給の切替表（附則第３条関係）

行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 旧号給 | 旧級  経過期間 | １級 | ２級 | ３級 | ４級 | ５級 | ６級 | ７級 | ８級 |
| １ | 3月未満 |  |  | 1 | 1 | 5 | 1 | 1 | 1 |
| 3月以上6月未満 |  |  | 2 | 1 | 6 | 1 | 1 | 1 |
| 6月以上9月未満 |  |  | 3 | 1 | 7 | 1 | 1 | 1 |
| 9月以上12月未満 |  |  | 4 | 1 | 8 | 1 | 1 | 1 |
| 12月以上 |  |  | 5 | 1 | 9 | 1 | 1 | 1 |
| ２ | 3月未満 | 1 | 25 | 5 | 1 | 9 | 1 | 1 | 1 |
| 3月以上6月未満 | 2 | 26 | 6 | 2 | 10 | 1 | 1 | 1 |
| 6月以上9月未満 | 3 | 27 | 7 | 3 | 11 | 1 | 1 | 1 |
| 9月以上12月未満 | 4 | 28 | 8 | 4 | 12 | 1 | 1 | 1 |
| 12月以上 | 5 | 29 | 9 | 5 | 13 | 1 | 1 | 1 |
| ３ | 3月未満 | 5 | 29 | 9 | 5 | 13 | 1 | 1 | 1 |
| 3月以上6月未満 | 6 | 30 | 10 | 6 | 14 | 2 | 1 | 1 |
| 6月以上9月未満 | 7 | 31 | 11 | 7 | 15 | 3 | 1 | 1 |
| 9月以上12月未満 | 8 | 32 | 12 | 8 | 16 | 4 | 1 | 1 |
| 12月以上 | 9 | 33 | 13 | 9 | 17 | 5 | 1 | 1 |
| ４ | 3月未満 | 9 | 33 | 13 | 9 | 17 | 5 | 1 | 1 |
| 3月以上6月未満 | 10 | 34 | 14 | 10 | 18 | 6 | 2 | 1 |
| 6月以上9月未満 | 11 | 35 | 15 | 11 | 19 | 7 | 3 | 1 |
| 9月以上12月未満 | 12 | 36 | 16 | 12 | 20 | 8 | 4 | 1 |
| 12月以上 | 13 | 37 | 17 | 13 | 21 | 9 | 5 | 1 |
| ５ | 3月未満 | 13 | 37 | 17 | 13 | 21 | 9 | 5 | 1 |
| 3月以上6月未満 | 14 | 38 | 18 | 14 | 22 | 10 | 6 | 2 |
| 6月以上9月未満 | 15 | 39 | 19 | 15 | 23 | 11 | 7 | 3 |
| 9月以上12月未満 | 16 | 40 | 20 | 16 | 24 | 12 | 8 | 4 |
| 12月以上 | 17 | 41 | 21 | 17 | 25 | 13 | 9 | 5 |
| ６ | 3月未満 | 17 | 41 | 21 | 17 | 25 | 13 | 9 | 5 |
| 3月以上6月未満 | 18 | 42 | 22 | 18 | 26 | 14 | 10 | 6 |
| 6月以上9月未満 | 19 | 43 | 23 | 19 | 27 | 15 | 11 | 7 |
| 9月以上12月未満 | 20 | 44 | 24 | 20 | 28 | 16 | 12 | 8 |
| 12月以上 | 21 | 45 | 25 | 21 | 29 | 17 | 13 | 9 |
| ７ | 3月未満 | 21 | 45 | 25 | 21 | 29 | 17 | 13 | 9 |
| 3月以上6月未満 | 22 | 46 | 26 | 22 | 30 | 18 | 14 | 10 |
| 6月以上9月未満 | 23 | 47 | 27 | 23 | 31 | 19 | 15 | 11 |
| 9月以上12月未満 | 24 | 48 | 28 | 24 | 32 | 20 | 16 | 12 |
| 12月以上 | 25 | 49 | 29 | 25 | 33 | 21 | 17 | 13 |
| ８ | 3月未満 | 25 | 49 | 29 | 25 | 33 | 21 | 17 | 13 |
| 3月以上6月未満 | 26 | 50 | 30 | 26 | 34 | 22 | 18 | 14 |
| 6月以上9月未満 | 27 | 51 | 31 | 27 | 35 | 23 | 19 | 15 |
| 9月以上12月未満 | 28 | 52 | 32 | 28 | 36 | 24 | 20 | 16 |
| 12月以上 | 29 | 53 | 33 | 29 | 37 | 25 | 21 | 17 |
| ９ | 3月未満 | 29 | 53 | 33 | 29 | 37 | 25 | 21 | 17 |
| 3月以上6月未満 | 29 | 54 | 34 | 30 | 38 | 26 | 22 | 18 |
| 6月以上9月未満 | 30 | 55 | 35 | 31 | 39 | 27 | 23 | 19 |
| 9月以上12月未満 | 30 | 56 | 36 | 32 | 40 | 28 | 24 | 20 |
| 12月以上 | 31 | 57 | 37 | 33 | 41 | 29 | 25 | 21 |
| １０ | 3月未満 | 31 | 57 | 37 | 33 | 41 | 29 | 25 | 21 |
| 3月以上6月未満 | 31 | 58 | 38 | 34 | 42 | 30 | 26 | 22 |
| 6月以上9月未満 | 32 | 59 | 39 | 35 | 43 | 31 | 27 | 23 |
| 9月以上12月未満 | 32 | 60 | 40 | 36 | 44 | 32 | 28 | 24 |
| 12月以上 | 33 | 61 | 41 | 37 | 45 | 33 | 29 | 25 |
| １１ | 3月未満 | 33 | 61 | 41 | 37 | 45 | 33 | 29 | 25 |
| 3月以上6月未満 | 33 | 62 | 42 | 38 | 46 | 34 | 30 | 26 |
| 6月以上9月未満 | 33 | 63 | 43 | 39 | 47 | 35 | 31 | 27 |
| 9月以上12月未満 | 34 | 64 | 44 | 40 | 48 | 36 | 32 | 28 |
| 12月以上 | 34 | 65 | 45 | 41 | 49 | 37 | 33 | 29 |
| １２ | 3月未満 | 34 | 65 | 45 | 41 | 49 | 37 | 33 | 29 |
| 3月以上6月未満 | 34 | 66 | 46 | 42 | 50 | 38 | 34 | 30 |
| 6月以上9月未満 | 35 | 67 | 47 | 43 | 51 | 39 | 35 | 31 |
| 9月以上12月未満 | 35 | 68 | 48 | 44 | 52 | 40 | 36 | 32 |
| 12月以上 | 35 | 69 | 49 | 45 | 53 | 41 | 37 | 33 |
| １３ | 3月未満 | 35 | 69 | 49 | 45 | 53 | 41 | 37 | 33 |
| 3月以上6月未満 | 36 | 70 | 50 | 46 | 54 | 42 | 38 | 34 |
| 6月以上9月未満 | 36 | 71 | 51 | 47 | 55 | 43 | 39 | 35 |
| 9月以上12月未満 | 36 | 72 | 52 | 48 | 56 | 44 | 40 | 36 |
| 12月以上 | 37 | 73 | 53 | 49 | 57 | 45 | 41 | 37 |
| １４ | 3月未満 | 37 | 73 | 53 | 49 | 57 | 45 | 41 | 37 |
| 3月以上6月未満 | 37 | 74 | 54 | 49 | 58 | 46 | 42 | 38 |
| 6月以上9月未満 | 37 | 75 | 55 | 50 | 59 | 47 | 43 | 39 |
| 9月以上12月未満 | 37 | 76 | 56 | 50 | 60 | 48 | 44 | 40 |
| 12月以上 | 38 | 77 | 57 | 51 | 61 | 49 | 45 | 41 |
| １５ | 3月未満 | 38 | 77 | 57 | 51 | 61 | 49 | 45 | 41 |
| 3月以上6月未満 | 38 | 78 | 58 | 51 | 62 | 50 | 46 | 42 |
| 6月以上9月未満 | 38 | 79 | 59 | 52 | 63 | 51 | 47 | 43 |
| 9月以上12月未満 | 38 | 80 | 60 | 52 | 64 | 52 | 48 | 44 |
| 12月以上 | 38 | 81 | 61 | 53 | 65 | 53 | 49 | 45 |
| １６ | 3月未満 | 39 | 81 | 61 | 53 | 65 | 53 | 49 | 45 |
| 3月以上6月未満 | 39 | 82 | 62 | 54 | 66 | 54 | 50 | 46 |
| 6月以上9月未満 | 39 | 83 | 63 | 55 | 67 | 55 | 51 | 47 |
| 9月以上12月未満 | 39 | 84 | 64 | 56 | 68 | 56 | 52 | 48 |
| 12月以上 | 40 | 85 | 65 | 57 | 69 | 57 | 53 | 49 |
| １７ | 3月未満 |  | 85 | 65 | 57 | 69 | 57 | 53 | 49 |
| 3月以上6月未満 |  | 86 | 66 | 57 | 70 | 58 | 54 | 50 |
| 6月以上9月未満 |  | 87 | 67 | 58 | 71 | 59 | 55 | 51 |
| 9月以上12月未満 |  | 88 | 68 | 58 | 72 | 60 | 56 | 52 |
| 12月以上 |  | 89 | 69 | 59 | 73 | 61 | 57 | 53 |
| １８ | 3月未満 |  | 89 | 69 | 59 | 73 | 61 | 57 | 53 |
| 3月以上6月未満 |  | 90 | 70 | 59 | 74 | 62 | 58 | 54 |
| 6月以上9月未満 |  | 91 | 71 | 60 | 75 | 63 | 59 | 55 |
| 9月以上12月未満 |  | 92 | 72 | 60 | 76 | 64 | 60 | 56 |
| 12月以上 |  | 93 | 73 | 61 | 77 | 65 | 61 | 57 |
| １９ | 3月未満 |  | 93 | 73 | 61 | 77 | 65 | 61 | 57 |
| 3月以上6月未満 |  | 93 | 74 | 61 | 78 | 66 | 62 | 58 |
| 6月以上9月未満 |  | 93 | 75 | 61 | 79 | 67 | 63 | 59 |
| 9月以上12月未満 |  | 93 | 76 | 62 | 80 | 68 | 64 | 60 |
| 12月以上 |  | 93 | 77 | 62 | 81 | 69 | 65 | 61 |
| ２０ | 3月未満 |  |  | 77 | 62 | 81 | 69 | 65 | 61 |
| 3月以上6月未満 |  |  | 78 | 62 | 82 | 70 | 66 | 62 |
| 6月以上9月未満 |  |  | 79 | 63 | 83 | 71 | 67 | 63 |
| 9月以上12月未満 |  |  | 80 | 63 | 84 | 72 | 68 | 64 |
| 12月以上 |  |  | 81 | 63 | 85 | 73 | 69 | 65 |
| ２１ | 3月未満 |  |  | 81 | 63 | 85 | 73 | 69 | 65 |
| 3月以上6月未満 |  |  | 82 | 64 | 86 | 74 | 70 | 66 |
| 6月以上9月未満 |  |  | 83 | 64 | 87 | 75 | 71 | 67 |
| 9月以上12月未満 |  |  | 84 | 64 | 88 | 76 | 72 | 68 |
| 12月以上 |  |  | 85 | 65 | 89 | 77 | 73 | 69 |
| ２２ | 3月未満 |  |  | 85 | 65 | 89 | 77 | 73 |  |
| 3月以上6月未満 |  |  | 86 | 65 | 90 | 78 | 74 |  |
| 6月以上9月未満 |  |  | 87 | 66 | 91 | 79 | 75 |  |
| 9月以上12月未満 |  |  | 88 | 66 | 92 | 80 | 76 |  |
| 12月以上 |  |  | 89 | 67 | 93 | 81 | 77 |  |
| ２３ | 3月未満 |  |  | 89 | 67 | 93 | 81 |  |  |
| 3月以上6月未満 |  |  | 90 | 67 | 94 | 82 |  |  |
| 6月以上9月未満 |  |  | 91 | 68 | 95 | 83 |  |  |
| 9月以上12月未満 |  |  | 92 | 68 | 96 | 84 |  |  |
| 12月以上 |  |  | 93 | 69 | 97 | 85 |  |  |
| ２４ | 3月未満 |  |  | 93 | 69 | 97 | 85 |  |  |
| 3月以上6月未満 |  |  | 94 | 70 | 98 | 86 |  |  |
| 6月以上9月未満 |  |  | 95 | 71 | 99 | 87 |  |  |
| 9月以上12月未満 |  |  | 96 | 72 | 100 | 88 |  |  |
| 12月以上 |  |  | 97 | 73 | 101 | 89 |  |  |
| ２５ | 3月未満 |  |  | 97 | 73 | 101 |  |  |  |
| 3月以上6月未満 |  |  | 98 | 73 | 102 |  |  |  |
| 6月以上9月未満 |  |  | 99 | 74 | 103 |  |  |  |
| 9月以上12月未満 |  |  | 100 | 74 | 104 |  |  |  |
| 12月以上 |  |  | 101 | 75 | 105 |  |  |  |
| ２６ | 3月未満 |  |  | 101 | 75 | 105 |  |  |  |
| 3月以上6月未満 |  |  | 102 | 75 | 106 |  |  |  |
| 6月以上9月未満 |  |  | 103 | 76 | 107 |  |  |  |
| 9月以上12月未満 |  |  | 104 | 76 | 108 |  |  |  |
| 12月以上 |  |  | 105 | 77 | 109 |  |  |  |
| ２７ | 3月未満 |  |  | 105 | 77 |  |  |  |  |
| 3月以上6月未満 |  |  | 106 | 78 |  |  |  |  |
| 6月以上9月未満 |  |  | 107 | 79 |  |  |  |  |
| 9月以上12月未満 |  |  | 108 | 80 |  |  |  |  |
| 12月以上 |  |  | 109 | 81 |  |  |  |  |
| ２８ | 3月未満 |  |  | 109 | 81 |  |  |  |  |
| 3月以上6月未満 |  |  | 110 | 82 |  |  |  |  |
| 6月以上9月未満 |  |  | 111 | 83 |  |  |  |  |
| 9月以上12月未満 |  |  | 112 | 84 |  |  |  |  |
| 12月以上 |  |  | 113 | 85 |  |  |  |  |
| ２９ | 3月未満 |  |  | 113 |  |  |  |  |  |
| 3月以上6月未満 |  |  | 114 |  |  |  |  |  |
| 6月以上9月未満 |  |  | 115 |  |  |  |  |  |
| 9月以上12月未満 |  |  | 116 |  |  |  |  |  |
| 12月以上 |  |  | 117 |  |  |  |  |  |
| ３０ | 3月未満 |  |  | 117 |  |  |  |  |  |
| 3月以上6月未満 |  |  | 118 |  |  |  |  |  |
| 6月以上9月未満 |  |  | 119 |  |  |  |  |  |
| 9月以上12月未満 |  |  | 120 |  |  |  |  |  |
| 12月以上 |  |  | 121 |  |  |  |  |  |
| ３１ | 3月未満 |  |  | 121 |  |  |  |  |  |
| 3月以上6月未満 |  |  | 122 |  |  |  |  |  |
| 6月以上9月未満 |  |  | 123 |  |  |  |  |  |
| 9月以上12月未満 |  |  | 124 |  |  |  |  |  |
| 12月以上 |  |  | 125 |  |  |  |  |  |
| ３２ | 3月未満 |  |  | 125 |  |  |  |  |  |
| 3月以上6月未満 |  |  | 125 |  |  |  |  |  |
| 6月以上9月未満 |  |  | 125 |  |  |  |  |  |
| 9月以上12月未満 |  |  | 125 |  |  |  |  |  |
| 12月以上 |  |  | 125 |  |  |  |  |  |

附　則（平成１９年３月２９日条例第７号）

この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年１２月２５日条例第１２号）

（施行期日等）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例（附則第２条から第５条までの規定を除く。）による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成１９年４月１日から適用する。

（平成１９年４月１日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

第２条　平成１９年４月１日からこの条例の施行の日（次条において「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、組合長の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、組合長の定めるところによる。

（施行日から平成２０年３月３１日までの間における異動者の号給の調整）

第３条　施行日から平成２０年３月３１日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

第４条　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

第５条　前３条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（平成２０年３月２５日条例第５号）

この条例は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年４月１日条例第２号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年５月３１日条例第３号）

この条例は、平成２１年５月３１日から施行する。

附　則（平成２１年１２月１日条例第５号）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第３条、第４条及び附則第２項の規定は、平成２２年４月１日から施行する。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

２　職員の育児休業条例等に関する条例の一部を次のように改正する。

第１６条の表給与条例第１３条第１項の項の次に次のように加える。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 給与条例第  13条第4項 | 前項 | 職員の育児休業等に関する条例第16条 |
| 給与条例第  13条第5項 | 要しない。 | 要しない。ただし、当該時間が職員の育児休業等に関する条例第16条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する8時間に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする。 |

附　則（平成２２年３月２９日条例第２号）

この条例は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年１１月３０日条例第１０号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２２年１２月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成２３年４月１日から施行する。

（平成２２年１２月に支給する期末手当に関する特例措置）

２　平成２２年１２月に支給する期末手当の額は、第１条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第１７条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第４項から第６項まで（職員の育児休業等に関する条例（平成５年条例第１号）第１６条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第２０条第１項から第３項まで若しくは第６項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。

（１）　平成２２年４月１日（同月２日から同年１２月１日までの間に職員（一般職の職員の給与に関する条例（以下この号において「給与条例」という。）第１９条の４に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）以外の者（以下この項において「減額改定対象職員」という。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち規則で定める日））において減額対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当及び住居手当の月額の合計額に１００分の０．１７を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日（以下この号において「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

（２）　平成２２年６月１日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に１００分の０．１７を乗じて得た額

（規則への委任）

３　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（平成２４年３月３０日条例第１号）

この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年１１月３０日条例第２号）

この条例は、平成２４年１２月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年１２月２５日条例第２号）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成２７年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例は、平成２６年１２月１日から適用する。

附　則（平成２８年３月２９日条例第１号）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成２７年４月１日から適用する。

（平成２７年４月１日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

２　平成２７年４月１日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の給与条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、組合長の定める職員の改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号給は、組合長の定めるところによる。

（施行日から平成２８年３月３１日までの間における異動者の号給の調整）

３　施行日から平成２８年３月３１日までの間において、改正後の給与条例の規定により、新たに給与表の適用を受けることになった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要意と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

４　改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

５　前３項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（平成２８年３月２９日条例第２号）

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年１２月２６日条例第５号）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は平成２９年１月１日から施行し、第３条の規定は平成２９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成２８年１２月１日から適用する。

（勤勉手当の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合においては、第２条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例に基づいて支給された勤勉手当は、改正後の条例の規定による勤勉手当の内払とみなす。

附　則（平成２９年３月２９日条例第３号）

（施行期日）

１　この条例中第１条の規定は平成２９年４月１日から、第２条の規定は公布の日から施行する。

（平成３０年３月３１日までの間における扶養手当に関する特例）

２　平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間は、第１条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第７条及び第８条の規定の適用については、改正後の給与条例第７条第３項中「前項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき６，５００円、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき１万円」とあるのは「前項第１号に該当する扶養親族（次条第３項において「扶養親族たる配偶者」という。）については１万円、前項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき８，０００円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち１人については１万円）、同項第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（同条において「扶養親族たる父母等」という。）については１人につき６，５００円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあっては、そのうち１人については９，０００円）」と、改正後の給与条例第８条第１項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第１号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、

「(２)　扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」

とあるのは

「(２)　扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

(３)　扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(４)　扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第１号に該当する場合を除く。）　　　　　　　　　　　　　　　　」

と、同条第３項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第１項第３号若しくは第４号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

３　平成２９年４月１日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

４　切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員であって、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、平成３０年３月３１日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

５　切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

６　切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前２項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前２項の規定に準じて、給料を支給する。

（委任）

７　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例（第２条の規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（平成２９年１２月２６日条例第１４号）

（施行期日等）

１　この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は平成３０年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成２９年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成２９年条例第３号。以下この項において「平成２９年改正条例」という。）附則第４項の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の給与条例の規定による給与（平成２９年改正条例附則第４項の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（委任）

４　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（平成３０年３月２９日条例第４号）

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年１２月２６日条例第６号）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成３０年４月１日から適用する。

（給与の内払）

２　改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附　則（平成３１年３月２８日条例第１号）

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和元年１２月２４日条例第３号）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成３１年４月１日から適用する。

（給与の内払）

２　改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附　則（令和元年１２月２４日条例第５号）

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和 ２年３月３０日条例第１号）

（施行期日等）

第１条　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（住居手当に関する経過措置）

第２条　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてこの条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例第１０条の規定により支給されていた住居手当の月額が２，０００円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、施行日から令和３年３月３１日までの間、この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の一般職職員の給与条例」という。）第１０条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第２号において「旧手当額」という。）から２，０００円を控除した額の住居手当を支給する。

（１）　改正後の一般職職員の給与条例第１０条第１項の規定に該当しないこととなる職員

（２）　旧手当額から改正後の一般職職員の給与条例第１０条第２項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が２，０００円を超えることとなる職員

２　前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（令和２年１１月２７日条例第４号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和4年7月25日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附　則（令和4年11月24日条例第5号）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。改正後の一般職の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

　　（給与の内払）

２　改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給差された給与は、改正後の給与条例の規定よる給与の内払とみなす。

別表第１（第３条関係）

行政職給料表

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 職員の区分 | 職務の級 | １級 | ２級 | ３級 | ４級 | ５級 | ６級 |
| 号給 | 給料月額  円 | 給料月額  円 | 給料月額  円 | 給料月額  円 | 給料月額  円 | 給料月額  円 |
| 再任用職員以外の職員 | １ | 150,100 | 198,500 | 234,400 | 266,000 | 290,700 | 319,200 |
| ２ | 151,200 | 200,300 | 236,000 | 267,700 | 292,900 | 321,400 |
| ３ | 152,400 | 202,100 | 237,500 | 269,200 | 295,000 | 323,700 |
| ４ | 153,500 | 203,900 | 239,000 | 271,000 | 297,000 | 325,900 |
| ５ | 154,600 | 205,400 | 240,300 | 272,700 | 298,800 | 328,100 |
| ６ | 155,700 | 207,200 | 241,900 | 274,500 | 300,800 | 330,100 |
| ７ | 156,800 | 209,000 | 243,400 | 276,300 | 302,600 | 332,300 |
| ８ | 157,900 | 210,800 | 244,900 | 278,300 | 304,200 | 334,500 |
| ９ | 158,900 | 212,400 | 246,000 | 280,200 | 306,100 | 336,400 |
| 10 | 160,300 | 214,200 | 247,500 | 282,200 | 308,400 | 338,600 |
| 11 | 161,600 | 216,000 | 249,000 | 284,100 | 310,600 | 340,600 |
| 12 | 162,900 | 217,800 | 250,300 | 286,000 | 312,900 | 342,800 |
| 13 | 164,100 | 219,200 | 251,800 | 287,900 | 315,000 | 344,600 |
| 14 | 165,600 | 221,000 | 253,000 | 289,700 | 317,100 | 346,600 |
| 15 | 167,100 | 222,700 | 254,300 | 291,200 | 319,300 | 348,600 |
| 16 | 168,700 | 224,500 | 255,500 | 292,600 | 321,400 | 350,600 |
| 17 | 169,800 | 226,100 | 256,800 | 294,400 | 323,300 | 352,300 |
| 18 | 171,200 | 227,800 | 258,200 | 296,400 | 325,300 | 354,300 |
| 19 | 172,600 | 229,400 | 259,600 | 298,500 | 327,300 | 356,100 |
| 20 | 174,000 | 230,900 | 261,100 | 300,500 | 329,300 | 358,000 |
| 21 | 175,300 | 232,200 | 262,700 | 302,400 | 331,000 | 359,900 |
| 22 | 177,800 | 233,800 | 264,400 | 304,500 | 333,100 | 361,800 |
| 23 | 180,300 | 235,400 | 266,000 | 306,500 | 335,100 | 363,800 |
| 24 | 182,800 | 236,900 | 267,600 | 308,600 | 337,200 | 365,700 |
| 25 | 185,200 | 237,900 | 269,400 | 310,300 | 338,600 | 367,700 |
| 26 | 186,900 | 239,400 | 271,200 | 312,400 | 340,500 | 369,600 |
| 27 | 188,500 | 240,700 | 272,900 | 314,400 | 342,400 | 371,600 |
| 28 | 190,200 | 241,900 | 274,600 | 316,400 | 344,300 | 373,600 |
| 29 | 191,700 | 243,100 | 276,200 | 318,100 | 345,900 | 375,100 |
| 30 | 193,400 | 244,100 | 277,900 | 320,100 | 347,800 | 376,900 |
| 31 | 195,200 | 245,100 | 279,700 | 322,200 | 349,700 | 378,700 |
| 32 | 196,900 | 246,100 | 281,200 | 324,300 | 351,500 | 380,300 |
| 33 | 198,500 | 247,200 | 282,400 | 325,500 | 353,400 | 382,100 |
| 34 | 199,900 | 248,100 | 284,100 | 327,500 | 355,200 | 383,500 |
| 35 | 201,400 | 249,000 | 285,700 | 329,400 | 357,000 | 385,000 |
| 36 | 202,900 | 250,000 | 287,400 | 331,500 | 358,700 | 386,600 |
| 37 | 204,200 | 250,900 | 289,000 | 333,400 | 360,100 | 388,000 |
| 38 | 205,500 | 252,200 | 290,700 | 335,300 | 361,400 | 389,200 |
| 39 | 206,700 | 253,400 | 292,500 | 337,300 | 362,800 | 390,400 |
| 40 | 208,000 | 254,700 | 294,300 | 339,200 | 364,200 | 391,500 |
| 41 | 209,300 | 256,000 | 295,800 | 341,100 | 365,500 | 392,600 |
| 42 | 210,600 | 257,400 | 297,500 | 343,000 | 366,400 | 393,800 |
| 43 | 211,900 | 258,600 | 299,000 | 344,800 | 367,500 | 395,000 |
| 44 | 213,200 | 259,800 | 300,600 | 346,700 | 368,600 | 396,100 |
| 45 | 214,300 | 260,900 | 302,200 | 348,200 | 369,400 | 396,800 |
| 46 | 215,600 | 262,100 | 303,900 | 349,600 | 370,300 | 397,500 |
| 47 | 216,900 | 263,400 | 305,500 | 351,100 | 371,200 | 398,200 |
| 48 | 218,200 | 264,500 | 307,200 | 352,600 | 372,100 | 398,900 |
| 49 | 219,200 | 265,600 | 308,100 | 354,200 | 373,000 | 399,500 |
| 50 | 220,300 | 266,600 | 309,600 | 355,000 | 373,800 | 400,100 |
| 51 | 221,300 | 267,800 | 311,100 | 356,200 | 374,600 | 400,600 |
| 52 | 222,300 | 268,900 | 312,700 | 357,200 | 375,400 | 401,000 |
| 53 | 223,300 | 269,900 | 314,300 | 358,100 | 376,100 | 401,400 |
| 54 | 224,200 | 270,900 | 315,900 | 359,200 | 376,800 | 401,700 |
| 55 | 225,100 | 272,000 | 317,500 | 360,100 | 377,500 | 402,000 |
| 56 | 226,000 | 273,100 | 319,000 | 361,200 | 378,200 | 402,300 |
| 57 | 226,300 | 274,000 | 320,500 | 362,100 | 378,700 | 402,600 |
| 58 | 227,100 | 275,000 | 321,700 | 362,800 | 379,300 | 402,900 |
| 59 | 227,800 | 275,900 | 322,900 | 363,500 | 379,900 | 403,200 |
| 60 | 228,500 | 277,000 | 324,100 | 364,200 | 380,600 | 403,500 |
| 61 | 229,200 | 278,100 | 324,800 | 364,600 | 381,000 | 403,800 |
| 62 | 230,000 | 279,100 | 325,700 | 365,200 | 381,700 | 404,100 |
| 63 | 230,700 | 280,000 | 326,500 | 365,900 | 382,300 | 404,400 |
| 64 | 231,300 | 281,000 | 327,300 | 366,600 | 382,900 | 404,700 |
| 65 | 231,900 | 281,500 | 328,200 | 366,900 | 383,300 | 405,000 |
| 66 | 232,500 | 282,400 | 328,600 | 367,600 | 383,900 | 405,300 |
| 67 | 233,100 | 283,100 | 329,300 | 368,300 | 384,500 | 405,600 |
| 68 | 233,800 | 284,000 | 330,100 | 369,000 | 385,100 | 405,900 |
| 69 | 234,500 | 285,000 | 330,900 | 369,300 | 385,500 | 406,100 |
| 70 | 235,100 | 285,800 | 331,600 | 369,900 | 386,000 | 406,400 |
| 71 | 235,600 | 286,600 | 332,300 | 370,600 | 386,500 | 406,700 |
| 72 | 236,300 | 287,400 | 333,000 | 371,200 | 387,100 | 407,000 |
| 73 | 237,000 | 288,200 | 333,500 | 371,500 | 387,400 | 407,200 |
| 74 | 237,600 | 288,700 | 334,100 | 372,100 | 387,800 | 407,500 |
| 75 | 238,200 | 289,100 | 334,600 | 372,800 | 388,200 | 407,800 |
| 76 | 238,700 | 289,600 | 335,200 | 373,400 | 388,600 | 408,000 |
| 77 | 239,300 | 289,800 | 335,500 | 373,800 | 388,900 | 408,200 |
| 78 | 240,000 | 290,100 | 336,000 | 374,300 | 389,200 | 408,500 |
| 79 | 240,700 | 290,300 | 336,400 | 374,900 | 389,500 | 408,800 |
| 80 | 241,200 | 290,700 | 336,900 | 375,400 | 389,800 | 409,000 |
| 81 | 241,700 | 290,900 | 337,300 | 375,900 | 390,000 | 409,200 |
| 82 | 242,300 | 291,100 | 337,800 | 376,500 | 390,300 | 409,500 |
| 83 | 242,900 | 291,500 | 338,300 | 377,000 | 390,600 | 409,800 |
| 84 | 243,400 | 291,800 | 338,800 | 377,300 | 390,800 | 410,000 |
| 85 | 243,900 | 292,100 | 339,100 | 377,700 | 391,000 | 410,200 |
| 86 | 244,500 | 292,400 | 339,500 | 378,200 | 391,300 |  |
| 87 | 245,100 | 292,700 | 340,000 | 378,600 | 391,600 |  |
| 88 | 245,600 | 293,100 | 340,400 | 379,000 | 391,800 |  |
| 89 | 246,100 | 293,400 | 340,700 | 379,400 | 392,000 |  |
| 90 | 246,600 | 293,800 | 341,100 | 379,900 | 392,300 |  |
| 91 | 246,900 | 294,100 | 341,600 | 380,300 | 392,600 |  |
| 92 | 247,300 | 294,500 | 342,000 | 380,700 | 392,800 |  |
| 93 | 247,600 | 294,700 | 342,200 | 381,000 | 393,000 |  |
| 94 |  | 294,900 | 342,600 |  |  |  |
| 95 |  | 295,200 | 343,100 |  |  |  |
| 96 |  | 295,600 | 343,500 |  |  |  |
| 97 |  | 295,800 | 343,700 |  |  |  |
| 98 |  | 296,100 | 344,100 |  |  |  |
| 99 |  | 296,500 | 344,500 |  |  |  |
| 100 |  | 296,900 | 344,800 |  |  |  |
| 101 |  | 297,100 | 345,100 |  |  |  |
| 102 |  | 297,400 | 345,500 |  |  |  |
| 103 |  | 297,800 | 345,900 |  |  |  |
| 104 |  | 298,100 | 346,300 |  |  |  |
| 105 |  | 298,300 | 346,800 |  |  |  |
| 106 |  | 298,600 | 347,200 |  |  |  |
| 107 |  | 299,000 | 347,600 |  |  |  |
| 108 |  | 299,300 | 348,000 |  |  |  |
| 109 |  | 299,500 | 348,500 |  |  |  |
| 110 |  | 299,900 | 348,900 |  |  |  |
| 111 |  | 300,300 | 349,200 |  |  |  |
| 112 |  | 300,600 | 349,500 |  |  |  |
| 113 |  | 300,800 | 350,000 |  |  |  |
| 114 |  | 301,000 |  |  |  |  |
| 115 |  | 301,300 |  |  |  |  |
| 116 |  | 301,700 |  |  |  |  |
| 117 |  | 301,900 |  |  |  |  |
| 118 |  | 302,100 |  |  |  |  |
| 119 |  | 302,400 |  |  |  |  |
| 120 |  | 302,700 |  |  |  |  |
| 121 |  | 303,100 |  |  |  |  |
| 122 |  | 303,300 |  |  |  |  |
| 123 |  | 303,600 |  |  |  |  |
| 124 |  | 303,900 |  |  |  |  |
| 125 |  | 304,200 |  |  |  |  |
| 再任用職員 |  | 187,700 | 215,200 | 255,200 | 274,600 | 289,700 | 315,100 |

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第２（第３条関係）

級別職務分類表

|  |  |
| --- | --- |
| 職務の級 | 職務 |
| １級 | 定型的な業務を行う主事又は技師 |
| ２級 | 高度な知識若しくは経験を必要とする業務を行う主事又は技師 |
| ３級 | 特に高度な知識若しくは経験を必要とする業務を行う主事、技師又は副主任 |
| ４級 | 主任代理又は主任 |
| ５級 | 班長 |
| ６級 | 参事又は課長 |